個人情報の保護に関する法律第27条、第33条及び第40条に基づくお知らせ

# 個人情報の保護に関する法律第27条 (第三者提供・共同事業・委託)

当組合は、健康保険法、同法施行令・施行規則、監督官庁である厚生労働省が定めた健康保険組合事業運営基準、事業運営指針、また、これらの規定に則り、当組合で定めた規約及び規程(以下、総称して「規約等」)に依り運営されています。

当組合の個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に対する取り組みは、別に当組合のホームページ等で公表している、「個人情報保護への取り組みについて」、「三井物産健康保険組合が保有する個人情報」、「三井物産健康保険組合が保有する個人情報の利用目的」のとおりですが、これに追加して個人情報保護法第27条に規定される「第三者提供」、「共同事業」及び「委託」に関する事項を以下のとおりお知らせします。

以下のうち、第三者提供に当る事項につきましては、当組合の加入員は、当組合が示す個人情報の利用目的のなかで同意しがたい事項がある場合には、その事項について予め当人の明確な同意を得るよう、当組合に求めることができます。加入員がこの意思表示を行わない場合は、当組合が公表した利用目的について、加入員の同意が得られたものとします。また、個人情報の第三者提供への同意または同意留保の意思表示は、加入員本人からの申し出により、変更することが可能です。

## 【 第三者への提供 】

個人情報保護法第27条の規定により、当組合が行っている事業のうち、第三者提供に該当するものを以下、お知らせします。

尚、以下には、同法第27条の規定により、本人の同意を要しない第三者提供(法令に基づく場合等)は含みません。また、任意継続被保険者の方につきましては、以下のうち事業主に関する部分は該当しません。

# (1) 現金給付(法定給付・付加給付・保健事業)の支給

当組合が負担する医療費のほとんどは、医療機関から社会保険診療報酬支払基金経由で当組合に送付されてくる診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」)に基づき、当組合が同支払基金に直接支払っています。しかし、一部の医療費につきましては、規約等の定めにより、当組合が被保険者に対し、現金で支給しています。これらの現金で支給される医療費(法定給付の一部、付加給付)及び保健事業関連給付金は、規約等により、または各被保険者からの申請に基づき当組合が支給決定し、それぞれの事業主を経由して各被保険者の給与口座に入金されます。

## 今回、通知する理由:

当該給付金の内容を、第三者である事業主へ情報提供することになる為。

尚、上記給付金は、健康保険法の規定により、被保険者が死亡した時を除き、被扶養者に対して支給することはできません。

(2) 『医療費のお知らせ』 『給付金支給決定通知書』 『ジェネリック差額通知』 『柔道整復に関する「お知らせ」・「施術内容照会」』 『健診結果に基づく注意喚起及び受診勧奨案内』

当組合の被保険者または被扶養者が①~⑤のいずれかに該当する場合には、当該被保険者(対象が被扶養者の場合は、当該被扶養者を扶養する被保険者)に対し、以下お知らせ等を配布しています。

- ①医療費のお知らせ
  - 医療費が発生した場合、年間医療費についてのお知らせを年に1回配布します。
- ②給付金支給決定通知書 保険給付・保健事業関連の給付金等が発生した場合、月に1度通知書を配布します
- ③ジェネリック差額通知 一部の方を対象に、ジェネリック医薬品を使用した場合における薬剤の自己負担金削減見込額をお知らせします。
- ④柔道整復に関する「お知らせ」・「施術内容照会」 柔道整復師による施術を受けた場合、お知らせまたは内容照会を送付すること があります。
- ⑤健診結果に基づく注意喚起及び受診勧奨案内
- ①と②には、当組合が直接医療機関に支払っている医療費や給付金の額が記載してあり、当該加入員が使った医療費の「総額」がいくらかという認識を持ってもらい、また同時に、医療機関からの不正請求の摘発や確定申告の医療費控除に添付する領収証の代わりとしてお使いいただくことも目的としております。
- ③は、現在服用している薬剤の中でジェネリック医薬品(後発医薬品)に変更できる ものについて、変更した場合の自己負担金削減見込額をお知らせし、ジェネリック医 薬品使用検討の参考資料としてお使いいただくことを目的としております。
- ④は、健康保険を使用する場合の柔道整復師の正しいかかり方の周知を目的としております。
- ⑤は、組合員の健康保持・増進を目的として実施しております。

#### 今回、通知する理由:

医療費等発生の事実を、第三者である事業主及び、当人以外の家族へ情報提供することになる場合がある為。

#### (3) 医療費·保健事業費返還請求

当組合の資格を喪失した後に、当組合の資格情報等を使用して医療機関・薬局・健診機関にかかった場合等、当該医療費・保健事業費についての返還請求を行うため、当該医療機関・薬局・健診機関、及び当該医療機関・薬局への窓口となっている社会保険診療報酬支払基金に対し、医療費等の精算状況を含み、かかる診療等の詳細を確認し、当該加入員が無資格である場合にはその旨の通知を行うことがあります。

また、当組合の資格を喪失した後に当組合の医療費を使った場合等、当組合の被保険者または被保険者であった者に対し、医療費・保健事業費返還請求の必要が生じた場合は、それぞれの所属事業所に該当被保険者の住所等を確認し、世帯毎にまとめて当組合より事業主経由又は直接、被保険者に通知します。

#### 今回、通知する理由:

加入員の資格に関する情報及び、医療費の発生・返還請求発生の事実を、第三者である医療機関・薬局・社会保険診療報酬支払基金・事業主及び当人以外の家族へ情報提供することになる場合がある為。

# (4) 資格の確認

当組合の被保険者または被扶養者が医療機関等にかかった際、資格に関する情報について医療機関等から問い合わせを受け、回答することがあります。

#### 今回通知する理由:

加入員の資格に関する情報を第三者である医療機関・薬局・健診機関に情報提供することになる場合がある為。

(5) 第三者行為による傷害(交通事故等)発生時の措置

第三者行為による傷害の医療費が発生した場合、その医療費は本来、加害者が負担すべきものである為、健康保険組合は、被害者から当該医療費の求償権を代位取得することが健康保険法第57条に定められており、これに基づき、健康保険組合は、加害者(損害保険会社等)に対し損害賠償請求をします。その際、レセプトの写し等必要書類を損害保険会社等に提供していますが、これは健康保険組合の財産を保護する為の措置であり、健康保険法上認められている行為です。

# 今回、通知する理由:

事故等発生の事実及び診療の内容等を、加害者(損害保険会社等)や当人以外の家族へ情報提供することになるが、当該加害者(損害保険会社等)や当人以外の家族が第三者に当たる場合がある為。

(6)人間ドック、生活習慣病健診、若年者向け婦人科健診、特定健診、特定保健指導 に関する事業

当組合では健康保険法第150条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員の健康の保持増進を目的に人間ドック等健診事業を実施しておりますが、後述しておりますように、各事業所との共同事業として位置づけられる為、各事業所への健診結果等の提供及び事業所から健診結果の提供を受けることについては第三者提供にあたらない事となります。

また、生活習慣病健診の実施・健診の受診勧奨につきましては、委託業者との契約に基づくものであるため、委託業者への対象者情報の提供及び健診結果票を委託業者から受理する事について、第三者提供にあたらない事となります。

同様に特定保健指導の実施につきましては、委託業者との契約に基づくものであるため、委託業者への対象者情報の提供及び指導結果を委託業者から受理する事について、

第三者提供にあたらない事となります。

更に人間ドックおよび若年者向け婦人科健診の健診結果票につきましても、受診者ご本人に提出をお願いしている場合のほか、当組合が契約している健診機関からの受理につきましては第三者提供にはあたらない事となります。

ただし、上記の他、事務処理上、やむを得ず、個人情報の保護遵守を前提の上、業者 等に入力等簡便な処理を委託する事がある事をお伝えします。

## 今回、通知する理由:

業務処理委託に伴い、健診結果等を第三者に提供することになる場合がある為。

# (7) その他:

- ①任意継続被保険者の保険料・納付金額・納付期限等につき、当組合より当該 被保険者の連絡先に確認する場合があります。
- ②給付金の内容につき、当人以外のご家族等からの問い合わせには、当該者の 利便を図る目的で、問い合わせ人に対し回答する場合があります。

## 今回、通知する理由:

上記内容を、第三者である家族等へ、情報提供することになる場合がある為。

# 【 共同事業 】

個人情報保護法第27条第4項の規定により、当組合が行っている共同事業の概要を以下、お知らせします。

## (1) 健康診査等に関する事業

当組合が実施している人間ドック等事業の趣旨は、上記のとおりですが、平成20年度以降の健康診査等事業について、各適用事業所と共同推進の上、健診データを共同利用しております。健診データはいうまでもなく、個人情報であり、個人情報の保護に関する法律においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、同法第27条第5項3号において、特定の者との間の共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

しかしながら、同法において①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③ 共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名も しくは名称の公表について義務付けられている為、次のとおり公表いたします。

#### ① 事業の主旨:

当組合では、健康保険法第150条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、 被保険者の健康管理を行う上で効率的、効果的であるため、各適用事業所とともに、 健康診査事業等を共同実施することとしました。

## ②共同利用する個人データ:

以下に示す健康診査の結果等につき、共同事業に参画した各適用事業所へ提供しております。

- ○内科診察(問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症 状の有無の検査)
- ○身体計測
  - ・身長、体重、腹囲、肥満度、BMI
- ○視力・聴力検査(会話法あるいはオージオメーター)
- ○胸部X線
- ○肺機能測定
- ○喀痰検査(結核菌、または肺がん検診)
- ○血圧測定
  - 収縮期、拡張期
- ○心電図検査(安静時あるいは負荷)
- ○尿検査
  - •蛋白、糖、潜血
- ○血清検査
- ○胃透視または胃内視鏡検査
- ○大腸内視鏡検査
- ○腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓、腹部大動脈)
- ○肝機能検査
  - ・GOT、GPT、γ-GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、 コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G等
- ○腎機能検査
  - ・クレアチニン、eGFR
- ○血中脂質·尿酸検査
  - ・血清総コレステロール、血清トリグリセライド(中性脂肪)、 HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸等
- ○血糖検査 (糖代謝)
  - ・空腹時血糖・尿糖、HbA1c等
- ○血液検査(貧血検査)
  - ・白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、 好酸球、好塩基球、単球、リンパ球等
- ○子宮がん検査(内診、超音波、細胞診、女性のみ)
- ○乳がん検査(視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ)
- ○眼圧検査
- ○特定保健指導の階層化及び保健指導の状況に関する事項
- ○その他、健康診査項目
- ○上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項 ※受診された健診(人間ドック、法定健診)により項目が異なる場合があります。
- ③個人データを取り扱う者の範囲
- 当組合:保健事業担当
- \*当組合における担当者につきましては、当組合までお問い合わせ下さい。
- 事業所:事業所の健康診査等担当
- \* 各適用事業所における担当部署及び担当者につきましては、各適用事業所

までお問い合わせ下さい。

## ④個人データの利用目的並びに提供ルート

・各適用事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者 の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、 職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健 康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用使途につきましては、各担当部署にデータ保存し、従 業員の健康管理及び健康指導への活用となります。

・当組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、各適用事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用使途につきましては、当組合のコンピューターにデータ保存し、被保険者の健康管理への活用となります。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に抽出し、特定保健指導を実施します。

## ⑤個人データ管理責任者

当組合:個人情報取扱責任者

事業所:事業所の人事部等の責任者

\*各適用事業所における担当部署及び責任者につきましては、各適用事業所までお問い合わせ下さい。

## (2) 高額医療の交付金交付事業:

## ① 事業の趣旨:

本事業は、健康保険法附則第2条に基づき健康保険組合連合会(以下「健保連」) と健康保険組合が共同で実施する事業で、当組合にて一定の高額な医療費が発生 した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものです。

#### ② 提供する個人データ並びにその提供先:

当組合は、上記の手続きの為に、電子レセプトのCSV情報(場合によっては紙レセプトの画像データ)と当該レセプト記載の患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額を記録した「交付金交付申請総括明細データ」を定期的に健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出しています。

#### ③ 個人データを取り扱う者の範囲:

当該個人データを取り扱う者の範囲は、当組合の担当役職員、健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当職員、データ処理委託業者(公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社)です。

## ④ 個人データの利用目的:

当該個人データの利用目的は、次のとおりです。

- ・ 当組合が当該交付金を受ける為に、本個人データを記載したCSVデータや画像データを健保連に提出し、健保連は当組合から提出されたデータの内容が間違いないかを確認し、適正な交付を行う為
- ・ 高額医療費の分析等(高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料) の為

# ⑤ 個人データ管理責任者:

当組合: 個人情報取扱責任者 健保連: 組合サポート部長

# 【委託】

当組合では、健康保険法、同施行令、同施行規則、健康保険組合事業運営基準、事業運営指針並びにそれらに基づく当組合の規約及び規程に準拠し、各種事業を行なっていますが、その一部を、外部業者に委託しています。これら外部委託先とは、その委託業務の範囲・内容により必要に応じ、目的外利用の禁止・第三者提供の禁止・必要なセキュリティレベルの確保・事前了承のない再委託の禁止等を盛り込んだ業務委託契約を締結した上で、業務を委託しています。

# 【 個人情報の管理について 】

当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで組合内キャビネット・倉庫等に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、システム等運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人情報や処理が終わり不要となった個人情報については、委託業者「東神倉庫株式会社」や「三井物産フォーサイト株式会社」に委託又は組合内において、裁断処理等を行うことにより読み取り不可能な形で廃棄を行います。また、パソコン等を廃棄する際も、ハードディスクを破壊するなどの物理的措置やデータ消去ソフトによってデータが読みとれないような措置をとってから、廃棄またはリース返却します。

当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

# 個人情報の保護に関する法律第33条(開示)

個人情報保護法第33条の規定により、当組合は、当組合が保有する保有個人データの 開示を、本人から求められたときは、別途定められる政令、当組合規約、関連規程及び要 領で定められた方法により、遅滞なく開示します。

但し、以下に該当する場合、当組合は、当該保有個人データの全部または一部を開示しないことがあります。

① 開示請求者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある

場合。

- ② 当該開示請求に応じることにより、当組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
- ③ 当該開示請求に応じることにより、他の法令に違反することとなる場合。

個人情報保護法第38条の規定により、当組合は、当該開示にかかわる手数料を徴収することができます。

また、レセプトの開示に関しては、当組合の診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領に沿い、開示手続きが行われること、併せお知らせ致します。

# 個人情報の保護に関する法律第40条(苦情の処理)

個人情報保護法に関連する当組合の苦情の処理(相談窓口)は、当組合事務局(在、東京都千代田区大手町一丁目 3 番 1 号 I A ビル 2 1 階 電話:03-3285-2931)です。受付時間は9:15~17:30(但し、11:45~12:45、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)です。

以上